

## 草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会設置要綱

〔令和5年12月25日〕  
〔告示第1155号〕

### （設置）

第1条 草加市みんなでまちづくり自治基本条例（平成16年条例第23号。以下「条例」という。）第29条に基づく条例の検証を行うに当たり、市民から条例の検証に関する意見を聴くため、草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会（以下「市民検証委員会」という。）を設置する。

### （検証事項）

第2条 市長は、次に掲げる事項について、市民検証委員会において意見を聴くものとする。

- (1) 条例の内容に関すること。
- (2) 条例の運用面の課題及び対応に関すること。
- (3) その他条例に関し必要な事項

### （構成）

第3条 市民検証委員会は、9人以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 知識経験者

### （任期）

第4条 委員の任期は、第10条の規定により市民検証委員会の設置期間が終了する日までとする。

### （座長及び副座長）

第5条 市民検証委員会に座長及び副座長各1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選による。
- 3 座長は、市民検証委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 市民検証委員会の会議は、市長が招集し、会議の議長は、座長が務めるものと

する。

(関係者の出席)

第7条 座長は、検証事項に関し必要があると認めるときは、市民検証委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 市民検証委員会の会議の公開又は非公開は、座長が会議に諮って決定する。

(傍聴)

第9条 市民は、前条の規定により、市民検証委員会の会議が公開となった場合は、会議を傍聴することができる。

2 座長は、あらかじめ傍聴できる人数を定めるものとする。

3 傍聴は、静粛を原則として、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明する行為

(2) 公序良俗に反する行為

(3) 大声で騒ぐ等議事の進行を妨げる行為

(4) 前3号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為

(設置期間)

第10条 市民検証委員会の設置期間は、令和5年度に開始した条例の検証が終了した日までとする。

(庶務)

第11条 市民検証委員会の庶務は、自治文化部みんなでまちづくり課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市民検証委員会の運営に関し必要な事項は、座長が市民検証委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、第10条に規定する条例の検証が終了した日限り、その効力を失う。